

毎週火、金曜日発行(但休日相当日を除く)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

建設業者の登録  
健康保険法の規定による保険医療機関の指定  
牛及び豚の人工授精に関する講習会の実施  
牛の肝てつ検査等の実施

## 告示

### 鳥取県告示第三百十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 登録番号

### 登録年月日

### 名 称

### 主たる営業所の所在地

### 申請者氏名

### 摘 要

鳥取県知事登録  
(一) 第五五八号

昭和三十六年  
五月十八日

福本工務店

岩美郡岩美町岩本一五二

福本 芳治

土木工事

〃 第四五八号

〃 五月十六日

(株) 沢田商会

鳥取市今町二丁目三一六

沢田 武二

管工事

〃 第五〇号

〃 四月十四日

倉吉建設(株)

倉吉市宮川町一三一

西川 乙松

建設工事

鳥取県告示第三百二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石	破	二	朗	
鳥取県知事登録 (ハ)第七四七号	昭和三十六年 五月二十六日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要		
〃 第七四八号	〃	前場建設	鳥取市吉方二七〇	前場 義春	建設工事		
		吉田建設(有)	岩美郡国府町大字麻生	吉田 勇	土木工事		

鳥取県告示第三百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石	破	二	朗	
鳥取県知事登録 (ハ)第七四九号	昭和三十六年 五月二十六日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要		
		藤吉建設	鳥取市吉方二四二	藤吉賢治郎	土木工事		

鳥取県告示第三百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
宝意内科医院	米子市万能町六	宝意 武彦	内科、小児科	昭和三六、五、一五	乙ノ二
車尾診療所	〃 車尾九〇四	〃	〃	〃 五、一	〃
渡辺医院	〃 大篠津一、五五二	渡辺惣之助	〃	〃 五、九	〃
岸田歯科医院	境港市日出町	岸田 実	歯科	〃 五、六	〃
足立	〃 相生町一〇三	足立 学	〃	〃 五、二一	〃
中村	〃 東伯郡大栄町由良宿	中村 守正	〃	〃 五、二〇	〃

鳥取県告示第三百二十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号に規定する牛及び豚の人工授精に関する講習会次のように実施する。

昭和三十六年六月二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 牛の家畜人工授精講習会

日 時	科 目		開 催 地
	前 午	後 午	
六月十五日	関係法規	繁殖生理	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場
六月十六日	家畜改良と登録	胎生遺伝概論	
六月十七日	器具機械	生殖器解剖	
六月十八日	繁殖生理	生殖器解剖 生殖器解剖実習	
六月十九日	精虫生理 精液精虫検査法	精液精虫検査法	
六月二十日	種付理論	発情鑑定(実習)	
六月二十一日	人工授精	人工授精	
六月二十二日	人工授精	人工授精実習	
六月二十三日	人工授精実習	人工授精実習	
六月二十四日	修業試験	修業試験	

二 豚の家畜人工授精講習会

日 時	科 目		開 催 地
	前 午	後 午	
六月十六日	関係法規	繁殖生理	米子市皆生 鳥取県山陰酪農講習所
六月十七日	発情鑑定実習	胎生遺伝概論	
六月十八日	器具機械	生殖器解剖	
六月十九日	繁殖生理	生殖器解剖 生殖器解剖実習	
六月二十日	精虫生理 精液精虫検査法	精液精虫検査法	
六月二十一日	種付の理論	家畜改良と登録	
六月二十二日	人工授精	人工授精	
六月二十三日	人工授精	人工授精実習	
六月二十四日	人工授精実習	人工授精実習	
六月二十五日	修業試験	修業試験	

鳥取県告示第三百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除並びに馬流行性脳炎予防注射を実施するから、

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第

六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対して検査及び駆除並びに注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 実施の目的 牛の肝てつ及びピロプラズマ病及びダ  
ニ駆除並びに馬の流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査及び駆除  
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内  
のものを除く。

2 ピロプラズマ検査及びダニ駆除  
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内の  
ものを除く。

3 馬の流行性脳炎  
馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内  
のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査、注射及び駆除の方法  
肝てつ検査…皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与  
ピロプラズマ病検査…血液塗沫標本  
ダニ駆除…BHC 剤散布  
馬の流行性脳炎予防注射…流行性脳炎予防液皮下注  
射

別表

肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
自六月五日	西伯郡淀江町宇田川区	宇田川検診所
至六月十日		
七日	名和町栃原	栃原
	新渡道	新渡道
十九日	中山町二本松	二本松
二十日	林ヶ峯	林ヶ峯
二十二日	名和町陣構	陣構
二十三日	上光徳	上光徳
二十六日	大山町香取	香取
二十八日	名和町新高田	新高田
二十九日	上大山	上大山

三十日 下大山 門前

ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

実施期日 実施区域 実施場所

六月五日	日野郡日南町花口	花口検診所
六日	神戸上	神戸上
七日	細屋	細屋
八日	萩山	萩山
九日	滑萩原	滑萩原
十日	元菅沢	元菅沢
	呼子	呼子
	秋原	秋原
	中津合	中津合
	日野町相井原	相井原
	三土	三土
十二日	日南町市場	市場
十三日	本山谷	本山谷
十五日	日野町秋繩	秋繩
	三栗	三栗

十六日 小林立市 別所

江府町御机 美用

十七日	江府町御机	御机
	美用	美用
	下蚊屋	下蚊屋
十九日	池の内	池の内
	尾の上原	尾の上原
	日南町阿昆緑	阿昆緑
自二十九日	西伯郡中山町二本松	二本松
至二十九日	林ヶ峯	林ヶ峯
	日野郡日南町阿昆緑	阿昆緑
二十日	日野郡日南町阿昆緑	阿昆緑
	江府町日の諸	日の諸
	深山口	深山口
自二十一日	日南町大宮	大宮
至二十一日	西伯郡名和町陣構	陣構
自二十二日	上光徳	上光徳
至二十二日	日野郡日南町日野上	日野上
自二十四日	多里	多里
至二十四日		
自二十六日		
至二十六日		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

馬の流行性脳炎予防注射

自	二十六日	西伯郡大山町香取	香取
至	二十七日		
自	二十八日	名和町新高田	新高田
至	二十九日	日野郡日南町山上	山上
自	三十日	西伯郡名和町上大山	上大山
至	三十一日		
自	六月十二日	日野郡日野町高尾	高尾
至	十三日	江府町池の内	池の内
自	十四日	御用原机	御用原机
至	十五日	美用原机	美用原机
自	十六日	貝下蚊屋	貝下蚊屋
至	十七日	西大河成	西大河成
自	十八日	大西原成	大西原成
至	十九日	江大河尾	江大河尾
自	二十日	柿原	柿原
至	二十一日	溝口町根雨立	根雨立
自	二十二日	岩根雨立	岩根雨立

自	二十四日	栃原	栃原
至	二十五日		
自	二十六日	大富	大富
至	二十七日	大谷	大谷
自	二十八日	大谷	大谷
至	二十九日	大谷	大谷
自	三十日	大谷	大谷
至	三十一日	大谷	大谷
自	六月十二日	大谷	大谷
至	十三日	大谷	大谷
自	十四日	大谷	大谷
至	十五日	大谷	大谷
自	十六日	大谷	大谷
至	十七日	大谷	大谷
自	十八日	大谷	大谷
至	十九日	大谷	大谷
自	二十日	大谷	大谷
至	二十一日	大谷	大谷
自	二十二日	大谷	大谷
至	二十三日	大谷	大谷
自	二十四日	大谷	大谷
至	二十五日	大谷	大谷
自	二十六日	大谷	大谷
至	二十七日	大谷	大谷
自	二十八日	大谷	大谷
至	二十九日	大谷	大谷
自	三十日	大谷	大谷
至	三十一日	大谷	大谷

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 定価 一月一元二〇円(送料共)